

様式第2号（第8条関係）

号
年 月 日

様

愛 知 県 知 事

愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった再提訴費用助成金については、愛知県補助金等交付規則（昭和55年愛知県規則第8号）第4条の規定により、下記のとおり決定します。

記

助成金額 金 _____ 円

※助成金の返還について

- （1）助成金の交付後に、「当該交付を受ける資格がないと判明したとき」、「偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるとき」等に該当した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
- （2）加害者から助成対象費用の弁償を受けたときは、愛知県犯罪被害者等再提訴費用助成交付要綱第11条第3項の規定により返還していただくこととなりますので、「愛知県犯罪被害者等再提訴費用弁償報告書（様式第5号）」により報告してください。